

◎新潟県病院局告示第2号

新潟県病院局出納取扱金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和61年3月新潟県病院局告示第2号）の一部を次のとおり改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
2 新潟県病院局出納取扱金融機関 (1) 病院公金の収納及び当該店舗の位置に所在する <u>地域機関又は施設</u> の企業出納員が行う現金払込等の事務を取り扱う店舗 (略)	2 新潟県病院局出納取扱金融機関 (1) 病院公金の収納及び当該店舗の位置に所在する施設の企業出納員が行う現金払込等の事務を取り扱う店舗 (略)